

期日前投票のご案内

4月13日(日)の投票日に仕事や用事等があり、投票できない方は、期日前投票が行えます。

期 間 4月9日(水)～12日(土)
時 間 8:30～20:00
投票所 役場本庁舎、船岡庁舎、八東庁舎

投票所入場券の裏面に記載されている「期日前投票宣誓書」を事前に記入して期日前投票所へお持ちいただくと、スムーズに投票ができます。



不在者投票のご案内

入院中の方や老人ホームなどに入所している方の不在者投票について

入院中の病院などが不在者投票の指定施設になっている場合は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは病院等の施設職員にお尋ねください。

郵便等による不在者投票について

身体に重度の障がいがある方や介護を必要とされている方で、投票所での投票が困難な場合、自宅などで郵送により投票が行えます。八頭町選挙管理委員会が交付する郵便投票証明書が必要となりますので、希望される場合、**投票日の4日前までに投票用紙等の請求**を選挙管理委員会に行ってください。

ルールを守ってクリーンな選挙を

選挙の公正・公平を確保するため、選挙運動には守るべきルールが定められています。正しいルールを理解し、クリーンな選挙に努めましょう。

事前運動の禁止

立候補の届け出前に、特定の候補者を応援する選挙運動を行うことは禁止されています。

選挙運動の期間

選挙運動ができるのは、立候補の届け出が受理されてから投票日の前日までです。なお、18歳未満の方、選挙事務関係者、公務員などは選挙運動が禁止されています。

戸別訪問の禁止

有権者の自宅を一軒ずつ訪問し、投票の依頼や棄権の勧めを行うことは認められていません。

開票について

投票された結果は、次のとおり即日開票します。

日 時 4月13日(日) 20:00～(予定)
場 所 八東体育文化センター

代理投票・点字投票のご案内

身体状況などにより、自ら投票用紙に候補者の氏名等を書くことができない場合に、職員が投票する方の意思を確認し、候補者の氏名等を記載(代筆)する「代理投票」が認められています。

また、投票所では、点字投票用の投票用紙があり、点字での投票もできます。秘密は堅く守られますので、代理投票、点字投票を希望される場合は、投票所の係員にお申し出ください。

当日・期日前投票の際、入場券はお忘れなく!

当日・期日前投票のいずれの場合も投票入場券をご持参ください。紛失された場合でも投票はできますので、その旨を投票所の係員にお申し出ください。

選挙公報について

「選挙公報」とは、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載したもので、選挙の際に発行されます。告示日に各候補者から提出された原稿を基に印刷するため、配布等を開始するのは告示日以降になります。

配布方法等

- 新聞折り込みでの配布
投票日の2日前までに、各家庭へ配布を予定しています。
折り込み予定の新聞：日本海、朝日、読売、毎日、産経、山陰中央、日経
- 個別郵送
新聞を購読していない世帯を対象に、個別郵送を行います。希望される場合、事前に選挙管理委員会(☎76-0201)までご連絡ください。
- 備え付ける場所
役場各庁舎、中央公民館、船岡・八東地区公民館
- 町ホームページでの公開

八頭町議会
議員の定数は14人です



町議会議員「一般」選挙の投票日は 4月13日(日)です

投票時間 7:00～19:00

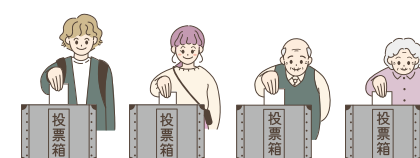
清きあなたの一票が
このまちの未来を決める



八頭町議会議員の任期満了に伴う一般選挙が4月8日(火)に告示され、4月13日(日)に投票が行われます。私たちの町の将来を大きく左右する一番身近な選挙であり、私たち有権者の声や意見がもっとも反映される選挙です。ルールを守ってきれいな選挙をし、棄権することなく清き一票を投じましょう。

今回投票できる方

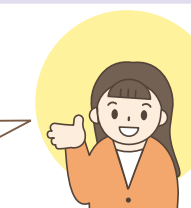
平成19年4月14日以前に生まれた方で、八頭町に住所がある方
※ただし、最近八頭町に転入された方は、令和7年1月7日以前に転入届を済ませていること



今回投票できない方

投票日(4月13日)までに町外に転出した方
など

選挙人名簿に登録されている方には、選挙管理委員会が**投票所入場券(はがき)**を郵送します。



投票所一覧

当日投票所は、投票所入場券に記載してある場所です。また、**当日投票時間は、7:00～19:00**です。

投票区	施設の名称	投票区域(集落)名称
第1投票区	上私都地区福祉施設	姫路、明辺、落岩、山志谷、麻生、福地、野町
第2投票区	中私都地区福祉施設	東市場、覚王寺、市場、上津黒、下津黒、別府、篠波
第3投票区	下私都地区福祉施設	奥山上、口山上、上峰寺、下峰寺、延命寺、上大坪、下大坪、山田、山路、花原
第4投票区	東郡家地区福祉施設	井古、稲荷、下坂、宝、若葉、堀越
第5投票区	中央公民館	奥谷、下門尾、フローラル、門尾、宮谷、つつみヶ丘、カーサこおげ、ドミールこおげ、ひかりヶ丘、福本、賀茂町、郡家東1・2班
第6投票区	郡家体育館	郡家東3・4班、郡家中、郡家西、郡家北、南ヶ丘、天王木、さつきヶ丘、すくも塚、さくら台、はなさき台、あおば台
第7投票区	国中活性化施設	池田、ヒルズさくら坂、久能寺、緑ヶ丘、万代寺、上万代寺、石田百井、土師百井、土師百井二、米岡、国中一区、国中二区
第8投票区	子育て支援センター(大御門地区福祉施設)	西御門、市谷、郡家殿、花、大門
第9投票区	船岡地区公民館	下町、坂町上、坂町下、上町、下濃、坂田、丸山、薬師、破岩、新庄
第10投票区	旧隼小学校体育館	隼郡家、福井、隼福、見槻中、上野上、上野、西谷、見槻、志子部
第11投票区	済美地区福祉施設	船岡殿、水口、塩上
第12投票区	下野生活改善センター	下野、橋本、大江
第13投票区	安部地区福祉施設	上日下部、下日下部、安井宿、桜ヶ丘、新興寺、小別府
第14投票区	中央人権啓発センター(八東地区公民館)	東一、東二、才代一、才代二、才代団地、茂田、横田、竹市、鍛冶屋、小畑団地、三山口、三浦、岩淵、佐崎、清徳、茂谷、奥野
第15投票区	男女共同参画センター(八東保健センター)	皆原、上徳丸、下徳丸、重枝、下南
第16投票区	八東体育文化センター	島、南団地、上南、中南、北山、細見、富枝、日田、用呂、稗谷、中、志谷